

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月から 51 年 2 月まで
② 昭和 54 年 3 月

20 歳になった昭和 50 年*月から会社に就職し厚生年金保険に加入するまでの間は、母親が、母親と私の二人分の保険料を納付してくれていた。

昭和 53 年 5 月に会社を辞めた後、役場で国民年金の手続をした際、最初の国民年金手帳記号番号と異なる手帳記号番号が年金手帳に記載されたので、これを訂正してもらい、以後、集金により保険料を納付した。

昭和 54 年 5 月に別の会社へ就職後、社会保険事務所から国民年金のことで電話があったので、私は、今までの経緯を説明し、これにより申立期間は納付済みとなっているものと思っていた。

ところが、未だ、申立期間が申請免除期間とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、1 か月と短期間である上、前後の期間は納付済みとされていることから、申立期間②のみが申請免除期間とされていることは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 10 月 18 日に払い出された後、53 年 7 月 10 日に重複して払い出されており（50 年 10 月 18 日に払い出された手帳記号番号に統合済み）、A 町では、それぞれの手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿を保管しているが、昭和 53 年度の記録に不一致が見られる上、申立期間②は、いったん「納」と押印された後、これを抹消して「申免」と訂正されており、申立人に係る行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間①については、A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を確認しても、申請免除とされており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで

A市で国民年金に任意加入して以来、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、B市へ転居後は、金融機関に勤務していた夫に保険料の納付を任せていた。社会保険庁の記録では、申立期間が未納とされているが、保険料を滞納した覚えは無い。

今まで、保険料の督促を受けたことは無く、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、長期間にわたり国民年金に任意で加入した上、付加保険料を含めて保険料をすべて納付しており、年金に対する関心は高かったものと思われる。

また、申立人の夫は、申立期間を含め継続して厚生年金保険に加入しており、申立期間当時の申立人世帯の経済状況に大きな変化は認められないことから、保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない上、申立期間の保険料の督促が行われた形跡も確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫も、国民年金加入期間については、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和19年5月22日、資格喪失日は21年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月22日から21年3月1日まで

私は、Aで建設中のB社C所に採用され、同社のDの工場で研修を受けた後、昭和19年5月22日に開所したC所に戻った。22年5月に同社を退職したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間直前に勤務していたB社E所における厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和19年1月7日に同社E所において厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年5月22日に資格喪失し、同日に再度資格取得していることが確認できるが、同年5月22日の資格喪失理由欄には「転勤」、資格取得時の「事業主氏名又は名称及び事業所の名称」欄には「A」と記載されていることから、申立人は同社E所において資格喪失した同日に、同社C所において資格取得したものと推認できる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和21年3月1日にB社F所において被保険者資格を取得しており、申立人が申立期間において勤務したと主張する同社C所において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人とは、復員後の昭和20年10月からC所のF課で一緒に給与計算の仕事をしていた。申立人はC所を途中で辞めたりしていない。」と証言していることから、申立人が、申立期間において同社C所に勤務していたことが推認できる。

さらに、B社C所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、社会保険事務所において保管されておらず、確認することができない上、社会保険事務所は、同社C所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていない原因は不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、同僚の証言及び申立期間前後の申立人の記録状況から判断して、事業主は、申立人が昭和19年5月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和23年4月26日、資格喪失日を同年5月11日に、同社C工場における資格取得日を同年6月26日、資格喪失日を同年10月7日に、同社D工場における資格取得日を24年4月26日に、同社C工場における資格取得日を25年1月26日に、同社E工場における資格取得日を同年5月15日、資格喪失日を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、23年4月及び同年6月から同年9月までの期間は600円、24年4月は5,400円、25年1月は7,000円、25年5月から同年10月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月26日から同年5月11日まで
② 昭和23年6月26日から同年10月7日まで
③ 昭和24年4月26日から同年5月26日まで
④ 昭和25年1月26日から同年1月30日まで
⑤ 昭和25年5月15日から同年11月1日まで

昭和19年10月1日から27年5月26日まで、A社で工場巡回指導員として途切れることなく勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した転勤を命じる辞令、給与明細書及び同僚の証言等により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和23年4月26日に同社E工場から同社B工場に異動、同年5月11日に同社B工場から同社F工場に異動、同年6月26

日に同社F工場から同社C工場に異動、同年10月7日に同社C工場から同社E工場に異動、24年4月26日に同社F工場から同社D工場に異動、25年1月26日に同社D工場から同社C工場に異動、同年5月15日に同社C工場から同社E工場に異動、同年11月1日に同社E工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の記録及びA社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の控の記録から、23年4月及び同年6月から同年9月までの期間は600円、24年4月は5,400円、25年1月は7,000円、25年5月から同年10月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①、②及び⑤については、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年4月、同年6月から同年9月までの期間及び25年5月から同年10月まで期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、申立期間③及び④については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間③及び④については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月31日
② 平成19年1月31日

平成18年12月31日及び19年1月31日に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、事業主が社会保険事務所に2年以上経過した後に届け出たため、年金額に反映されないとされているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の保険料控除額により、平成18年12月31日及び19年1月31日を9万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 496

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和50年4月1日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年4月16日まで
昭和48年3月29日にA社本社工場に入社し、50年4月1日付けでA社(本社)へ異動したが、社会保険庁の記録では、同社における資格取得日が50年4月16日となっている。
事実と相違するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人に係る異動履歴情報には、申立人は昭和48年にA社本社工場総務課に入社し、50年4月1日にA社(本社)庶務部総務課へ異動したことが記載されている。

また、昭和50年4月1日付けの人事異動に係る辞令の控えから、申立人にA社(本社)庶務部総務課への辞令が交付されたことが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録は、申立期間についてもA社において継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、昭和50年4月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年1月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月6日から同年12月15日まで

私は、昭和23年1月6日にA社に入社し、58年3月16日に退職するまで勤務していたが、社会保険事務所の記録では23年12月15日から厚生年金保険に加入したとされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「社員カード」及び「選択一時金裁定通知書」の写しの記録から、申立人は、昭和23年1月6日から同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、申立期間当時から入社と同時に厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続を行っており、厚生年金保険料も控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和23年12月の社会保険事務所の記録から、1,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続は同時に行っていたため、昭和23年1月6日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る

保険料についても納付したと主張するが、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月21日から22年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和21年6月21日）及び資格取得日（昭和22年6月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を480円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月21日から22年6月1日まで
② 昭和29年7月1日から同年8月1日まで

A社に昭和12年3月26日から46年6月30日まで正社員として勤めていたのに申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の厚生年金保険の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社会保険事務所の記録では、A社において昭和19年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、21年6月21日に資格を喪失後、22年6月1日に同社において再度資格を取得しており、21年6月21日から22年6月1日までの申立期間の被保険者期間が無い。

しかし、退職所得の源泉徴収票及び人事記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所において、同時期に勤務していた同僚は、「申立人は、申立期間においてA社（本社）に継続して勤務していた。申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かった。」と証言しており、当該同僚は、申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の同僚及び申立人に係るA社における昭和21年5月の社会保険事務所の記録から480円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、社会保険事務所の記録では、A社B支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和29年8月1日であることが確認できる。

また、昭和29年5月1日付けでA社B支社に異動となった申立人の上司も、同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時の複数の同僚は既に亡くなっており、申立人についての証言を得ることはできない。

加えて、A社に照会したところ、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる関連資料等はないとの回答であった。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る昭和21年6月から22年5月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年2月1日まで

A社に平成7年1月31日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間は、同年1月1日までとされている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年1月1日とされているが、B厚生年金基金の加入員記録、厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知及び雇用保険の記録により、申立人は、同年1月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、資格喪失届は複写式の様式を使用しており、加入事業所から提出されたものと同一内容の書類を社会保険事務所に提出していた。」との回答があった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成7年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年12月の社会保険庁のオンライン記録及び当該厚生年金基金の記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から10年3月までの期間、10年5月から12年7月までの期間及び13年1月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から10年3月まで
② 平成10年5月から12年7月まで
③ 平成13年1月から14年2月まで

申立期間当時は、個人事業を営んでおり、忙しかったので、国民年金保険料の納付は、ほとんど事務員に任せていた。保険料は、A市B区役所から送られてきた納付書により同区役所で納付した。社会保険事務所の記録にあるように、保険料の免除申請をしたり、一時期だけ納付したとは考えられないので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、申立期間の保険料の納付にほとんど関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする事務員にも連絡が取れず聴取できないため、保険料の納付状況等が不明である。

申立期間①については、申立人の保険料の納付開始時期についての記憶が曖昧である上、同期間のうち、平成7年7月21日から10年3月4日までの申立人の住所地は、C県D市であることから、申立期間の一部は、A市B区役所で保険料を納付することはできない。

また、申立期間②のうち、平成11年1月から12年3月までの期間については、A市B区が国民年金保険料収滞納一覧表を保管しており、この記録においても当該期間はすべて未納とされている。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書により、申立期間②及び③に挟まれた平成12年8月から同年12月までの保険料が14年9月5日に

E 社会保険事務所に過年度納付されていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を、A市B区役所で定期的に納付していたものとは考え難い。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人が満60歳に到達した時点においては、特別支給の老齢厚生年金の受給資格を満たしておらず、上記期間（平成12年8月から同年12月まで）の保険料を過年度納付することにより、受給権を満たしていることが確認できることから、その後の期間である申立期間③の保険料を納付したものとも推認し難い。

このほか、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から同年10月まで
申立期間の国民年金保険料は父親が自宅に集金に来ていた自治会の役員に納付してくれたと思う。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、「S45.11月まで保留のこと。11月に結婚するから未納の分は婚家先で納めてもらうから納付しないとの父親から連絡あり」と記載されていることから、父親による保険料納付は無かったものと考えられる上、同被保険者名簿には、申立期間の納付記録が無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄を確認しても、申立期間の検認印が無いまま、契印の上、検認台紙が切り離されている。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間の保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年9月まで

次女を出産したため、昭和47年3月末にそれまで勤務していたAを退職した。出産後、祖父から国民年金の加入を勧められていたので、B町役場で加入手続きを行い、厚生年金保険とつながるように、2か月か3か月分の保険料をさかのぼって付加保険料と合わせて納付した。その後は、毎月自治会で税金等と一緒に納付していたので記録が無いとされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、Aを退職してから数か月後にB町役場において国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び同町が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が国民年金に任意加入したのは昭和51年10月13日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 47 年 2 月まで

申立期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主の子でもある同僚は、「私は、実際は厚生年金保険の加入記録のある2年ほど前から勤務していた。従業員全員が入社日から厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している上、申立人よりも若干遅れてA社に入社したとする総務全般を担当していた別の同僚は、昭和47年1月7日になって初めて同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は必ずしもすべての従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、A社は、「当時の資料等が残されていないため、詳しい状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認することができず、ほかに、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年から 28 年まで

昭和 24 年 8 月 4 日、A から帰国し、その後、B の紹介で C 社に入社した。26 年ごろ、事業主から希望者は社会保険に入れるという話があり、私は希望し、27 年ごろから約 2 年間かけていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が当時の状況を具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は既に全喪しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する昭和 27 年 9 月ごろに書き換えられたとみられる C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には全喪日が記載されていないことから、同社の全喪日は確認できないものの、当該名簿に記載されている者は 2 名のみであり、いずれも昭和 28 年 10 月 26 日に被保険者資格を喪失していることから、申立期間のうち、同日以降同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、同記号番号払出簿によると、C 社に対して払い出された記号番号に該当する厚生年金保険被保険者はすべて確認でき、申立人に対して記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことをうかがわせる事情も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から35年10月まで

A事業所に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であった。

同事業所では午前8時30分から午後5時までBの仕事に従事していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間中にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同事業所に照会したところ、「当時の人事記録には申立人の氏名は無い。」との回答である上、同僚は、「申立期間当時は、C科が発足して間もない時期であり、正規職員の定員枠が少なかったため、正規職員以外に技術実習生が在籍していた。技術実習生には給与の支給は無く、一定の手当が支給されていた。申立人は、技術実習生として申立期間勤務していた。」と証言している。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 36 年 1 月まで

昭和 33 年 3 月から 36 年 1 月までの期間は、A 社に勤務していた。ところが、社会保険庁の記録では、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、間違いなく当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が当時の勤務状況について具体的に供述していることから、期間は明らかではないが、申立人が A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

また、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 10 人に聴取したところ、5 人が、就職した日から被保険者となった日までに 1 年以上の差があると証言しており、うち 2 人は、それぞれ 2 年 4 か月、2 年 1 か月の差となっている。

さらに、複数の同僚から、「当時は、事業主が厚生年金保険料の負担を嫌がって加入させていなかったかもしれない。」との証言があり、「厚生年金保険に加入しない方が給料の手取りが増えると上司が厚生年金保険に加入しないことを勧めていたことがあった。」との証言もあることから、申立期間当時、事業主は、従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させることに消極的であったことがうかがえる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 16 日から 5 年 1 月 13 日まで

申立期間は、A社に勤務しており、私が所持する年金手帳の厚生年金保険の記録欄に、事業所名、所在地、被保険者となった日が記載されているのに、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者期間とされておらず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の厚生年金保険の記録欄を見ると、申立ての事業所名、所在地が記載され、被保険者となった日は平成 4 年 12 月 16 日と記載されている。

しかしながら、当該記録欄に、被保険者でなくなった日は記載されておらず、A社は、「雇入時には、申立人を厚生年金保険に加入させる予定であったが、申立人の出勤状況が悪く、すぐに退職を申し出たため、加入手続をせず、保険料も納付しなかった。申立人の年金手帳に資格喪失日が記載されていないのも、このためである。」と回答しており、事業主が保管する会計帳簿等を確認しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間は国民年金第 3 号被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。